

国立大学法人電気通信大学が締結する随意契約の公表に関する基準

平成18年 8月 1日

改正

平成24年 5月22日

国立大学法人電気通信大学が締結した随意契約の公表に関する基準を次のとおり定めるものとする。

(公表の対象)

第1 公表の対象は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超える随意契約
- (2) 予定価格が250万円を超える財産の売払に係る随意契約
- (3) 予定賃貸料の年額又は総額が250万円を超える物件の貸付に係る随意契約

(公表の内容)

第2 公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 随意契約を締結した日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (4) 随意契約に係る契約金額
- (5) 随意契約によることとした理由
- (6) その他必要な事項

(公表の時期)

第3 公表は、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に、本学のホームページにおいて行う。

附 則

- 1 この基準は、平成18年8月1日から施行し、平成18年4月1日以降の契約締結分から適用する。
- 2 平成18年4月1日以降の契約締結分で、第3に規定する公表の時期を経過したものについては速やかに公表する。

附 則

この基準は、平成24年5月22日から施行する。